

保護者の皆様

子ども家庭部保育課長

コロナ禍における保育施設利用に際してのお願い（令和4年7月20日）

日頃より杉並区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、コロナ禍の長期化が続き、感染者数も増減を繰り返している状況ですが、他方で現時点における軽症化の傾向も明らかとなっており、国が示す指針等においても変更が見られます。こうしたことを受け、保護者の皆様に保育園生活でご留意頂きたい点を、改めて下記の通りまとめました。内容をご確認いただき、安全な保育園生活を送られるようご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況等によっては変更する場合があります、その際にはその都度お知らせしてまいります。

記

1 保育施設運営の考え方

保育施設は、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、コロナ禍においても原則として開所を継続しています。

ただし保育施設においても、感染拡大の予防に努めることが必要であり、陽性または濃厚接触者となった場合の登園停止の他、園内で一定規模以上の感染拡大があった場合は、園またはクラス単位での臨時休園とする場合がありますので、ご承知おきください。

2 登園に当たって

【お子様について】

- ・ 体調管理のため、毎朝の検温をお願いします。
- ・ 発熱や咳等の症状がある場合は、登園を控え自宅で休養を取り、体調が回復してから登園してください。
- ・ お子様の体調に変化がある場合は、連絡ノート等に記載するだけでなく、必ず口頭で施設の職員にお伝えください。
- ・ お子様 PCR 検査の対象になった場合は、速やかに施設の職員にお知らせいただき、検査結果が分かった場合もお伝えください。

【保護者様について】

- ・ お子様と同様に毎日の体調管理（検温等）をお願いします。
- ・ 送迎の際には、必ずマスクを着用し、施設内に入る時は玄関等に置いてある手指の消毒を行ってください。
- ・ 発熱や咳等の症状がある方、職場等で濃厚接触者に特定された方は、送迎を行わないでください。濃厚接触者となった場合は、PCR 検査の結果が「陰性」であっても健康観察期間中の送迎はお控えください。

3 感染が判明した場合

- ・ 保護者（同居家族）やお子様「陽性」となった場合は、至急施設へご連絡をお願いします。
- ・ ご家庭内や施設内で感染が判明し、お子様が濃厚接触者と特定された場合には、そのお子様は感染者と最後に接触した日の翌日（家庭内隔離を行う場合は、隔離開始の日）を1日目として原則として7日間は自宅での健康観察期間になるため登園できません。
- ・ 陽性者や濃厚接触者となった場合、他の代替保育サービスの利用はできません。なお園児や職員の感染が原因で濃厚接触者となり登園停止となった期間については、保育料を手続不要にて減額します。

（裏面もご覧ください）

4 感染された方へのご理解とご配慮のお願い

園児や施設の職員に感染が判明した場合、施設から在園の保護者宛に通知しますが、氏名、年齢、性別、クラス名等、個人の特定に繋がる恐れのある情報はお伝えしていません。

5 むすびに

職員は、保育中にはマスクを着用し、感染予防を考えた保育に取り組んでいます。職員間でも休憩時や食事の際には距離を空ける、会話を控える等の対策を行い、園内感染の防止や体調管理の徹底に努めています。

保育園の生活で行事等も含め感染症対策を確認しながらできる事を増やしていきたいと考えています。お子さんの経験を保障するため試行錯誤しながらすすめる各保育施設の取組に、どうかご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【備考：令和4年1月21付「(在園児保護者宛て)新型コロナウイルス感染者急増に伴う保育施設利用に際してのお願い」「(新入園児保護者宛て)新型コロナウイルス感染症に対する保育施設の対応について」からの主な変更点】

- 「原則として解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園はお控えください」を削除しました。これにより「一律に 24 時間以内は不可」とはいたしません。解熱後の登園については、十分な療養を取り体調回復を確認したうえで、かかりつけ医の診断等も参考にし、園とも適宜ご相談の上、ご判断願います。
- 理由：コロナに係る国通知においてこの規定が削除されたことに合わせて削除しました。

- 「同居のご家族が新型コロナウイルス感染症の PCR 検査を受けた（受ける）場合で、以下のいずれかのケースに該当する場合は、その方の検査結果が確認されるまでは、お子さんの登園は控えてください」を削除しました。園児本人が濃厚接触者でない段階においては、登園停止までには及びません。なお今後この状況で休んだ場合、保育料の減免対象となりません。
- 理由：同居のご家族が PCR 検査結果待ちの段階では園児本人は濃厚接触者でなく、行動制限はかからないことによります。

- これまでは「咳や発熱等の症状がある方、感染の疑いがあり PCR 検査を受診している方は、送迎を行わないでください」としていましたが、「咳や発熱等の症状がある方、職場等で濃厚接触者に特定された方は、送迎を行わないでください」としました。
- 理由：無症状で濃厚接触者でもない方は行動制限の対象とならないため、PCR 検査を受診していても送迎は可能とします。

- 「同居のご家族に新型コロナウイルス感染症の疑いがある方や、PCR 検査の対象になった方がいた場合は、速やかに施設の職員にお知らせいただき、検査結果が分かった場合もお伝えください」を削除しました。
- 理由：同居のご家族について単なる“疑い”や PCR 検査を受けるだけならば、施設への連絡には及びません。なお、園児本人が PCR 検査を受診する場合は、施設へのご連絡をお願いいたします。

- 保護者様へ通知を行う場合として、「保護者陽性」の場合を削除しました。
- 理由：園関係者で同時多発的に陽性者が発生し、さらにその前後関係が辿りにくくなる状況下では、保護者陽性の情報をもらってもそれが自分の子どもにどう関係しうるのかが理解できず、保護者様の不安を殊更に煽り混乱を招く恐れがあるため、削除しました。(感染状況に応じて施設判断で通知を行う場合もあります(最初の1人である場合等))